

## 第4章

# 20周年記念式典の記録

# 環境アセスメント学会 創立 20 周年記念式典

日時：2022年5月21日（土）14:30～16:30

場所：法政大学市ヶ谷キャンパス ポアソナードタワー26階スカイホール

## プログラム

【総合司会】村山武彦 環境アセスメント学会 副会長

1. 式 辞 藤田八暉 環境アセスメント学会 会長

### 2. 来賓祝辞

- 和田篤也 環境省総合環境政策統括官
- 目良 聡 埼玉県環境部長
- 梶谷 修 日本環境アセスメント協会会長
- 廣瀬克哉 法政大学総長

### 3. 環境アセスメント学会 20 年の沿革と記念事業の概要

田中充 学会創立 20 周年記念事業特別委員会委員長

### 4. 表 彰

- (1) 功労者表彰
- (2) 感謝状贈呈

### 5. 記念講演

- (1) 浅野直人 環境アセスメント学会顧問（第2代会長）  
「アセス制度の課題ー学会 20 周年に思うことー」
- (2) 高村ゆかり 中央環境審議会会長（東京大学教授）  
「カーボンニュートラルに向けた政策課題と環境アセスメントの役割」

6. 閉会挨拶 片谷教孝 環境アセスメント学会 副会長

- 【配布資料】
- ・ 20 周年記念式典 プログラム
  - ・ 「環境アセスメント学会 20 年のあゆみ」
  - ・ 記念講演資料

## 講演者プロフィール

(式典時、敬称略)

### 浅野直人（環境アセスメント学会顧問、第2代会長、福岡大学名誉教授）

専門は民法・環境法。福岡大学名誉教授。環境アセスメント学会会長（第2代、2004年～2008年）を務め、現在は学会顧問。2015年から中央環境審議会会長を務め、現在は同審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会の委員長など。地方自治体関係では福岡県や福岡市、北九州市の環境審議会会長などを歴任。

### 高村ゆかり（中央環境審議会会長、東京大学教授）

専門は国際法学・環境法学。名古屋大学大学院教授などを経て2019年より東京大学未来ビジョン研究センター教授に着任、現在に至る。2021年に中央環境審議会会長、2020年10月より日本学術会議第25期副会長(国際担当)に就任。再生可能エネルギー買取制度調達価格等算定委員会委員長、東京都環境審議会会長などを務める。

## 1. 式辞

### 総合司会挨拶

村山) ただ今より環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典を始めます。私は本学会副会長を務めております村山です。本日の式典の進行を務めます。よろしくお願ひします。記念式典の進め方は、お手元のプログラムをご覧くださいと存じます。

それでは早速式典を進めさせていただきます。はじめに、本日の環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典を開催するに当たり、本学会を代表して藤田八暉会長よりご挨拶申し上げます。

藤田会長、よろしくお願ひします。

### 藤田八暉 環境アセスメント学会会長

環境アセスメント学会は、2002 年 4 月に設立されましたので、ここに設立 20 周年を迎えることとなりました。環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典を開催するに当たり、主催者を代表してご挨拶申し上げます。

学会創立 20 周年という、いわば成人を迎えた記念の年に、会員の皆さま、ご来賓の皆さまとともにお祝ひできますことは誠に有難く感謝に堪えません。

本日の式典に当たりましては、環境省の和田総合環境政策統括官、学会の公益会員を代表して埼玉県の目良環境部長、また、賛助会員を代表して梶谷日本環境アセスメント協会会長には来賓としてお越しいただき、ご祝辞を賜りますこと、心から感謝申し上げます。また、記念式典を行うに際して、開催のご協力をいただいた法政大学の廣瀬総長からも後ほどご祝辞を賜ります。

この度、学会創立 20 周年記念式典を行うに際して、多大のご協力をいただきました皆さまにまずもって心から感謝申し上げます。

2002 年に環境アセスメント学会が発足後、20 年にわたり活動を積み重ねてきたわけではありますが、この間に多くの会員の皆さまのご尽力により、さまざまな活動を行うことができました。こうした長年にわたるご貢献にあらためてその功績を称えまるとともに、感謝の意を表する機会として、表彰式を設けさせていただき功労者表彰と感謝状の贈呈を執り行わせていただきます。

また、記念講演を本学会の浅野顧問、中央環境審議会の高村会長にお願いしております。環境アセスメント制度の課題や、今後学会が取り組むべき方向について示唆をいただけるものと期待しております。

さて、20 周年という節目に当たり、本学会の発足に際して作られた設立趣意書を読み返してみますと、設立趣意書では次のように述べられています。

環境アセスメントが社会の意思決定のツールとして、あるいは、環境影響を客観的に見積もるための手段として、制度的にも技術的にも、さらに継続的な改善が図られる必要があります。このとき、社会の意思決定手段の改善という点では、社会科学的な知見が必要であり、一方、環境影響を客観的に見積もる手段の改善という点では自然科学的な知見が求められることとなります。このように、環境アセスメントの発展のためには、社会科学と自然科学とを問わず学際的な交流を図り、研究のレベルを向上させるための場が備えられることが重要です。



また、環境アセスメントは、極めて現実的な課題に対応するためのものであり、研究者の学術・技術水準を高めるだけで機能するというものではありません。その機能を高めるためには、行政、企業、市民、NGO といった環境アセスメントに関する幅広い関係者が参加し、現実的な課題に基づく議論を活発に行うことが重要であると考えます。このため、インターネットなどを活用し、情報発信、情報交流機能を重視する、新しい時代に即した学会を目指します。

このように、この設立趣意書において述べられていますが、このことは 20 年を経た今日においても本学会の基本を成す重要な指針であると思います。

2002 年 4 月に開催した設立総会において学会規約が定められたのですが、この学会規約では、設立趣意書の考えの下に学会の目的が定められています。本学会はこの目的を達成するため、歴代会長のリーダーシップの下、役員熱意ある運営と会員各位の積極的なご協力により環境アセスメントのあらゆる分野をカバーする学際的な学会として活発な活動を行ってまいりました。学会創立 20 周年という記念の年を迎えるに当たり、学会では記念特別事業を執り行うこととし、学会設立 20 周年記念事業特別委員会を設置して企画検討を重ね、この記念式典をはじめとしてさまざまな特別事業を予定しています。



その第一弾として、20 年間の学会活動の成果などを冊子「学会のあゆみ」として発刊することとし本日、お手元にお配りしました。皆さまには、これを紐解いていただいて学会活動の成果とその成長の歩みをあらためて感じ取っていただければ幸いです。この冊子を基に、今年開催する記念事業のあらましや会員からの寄稿などを収録した「20 周年記念誌」を 2023 年 2 月に発行する予定にしています。

また、本年度第 20 回研究大会は 20 周年記念事業の一環として 9 月 3 日、4 日に東京工業大学大岡山キャンパスにて開催します。研究大会では、今後の環境アセスメントのあり方をテーマとして公開シンポジウムの開催などを企画しています。合わせて、本日の記念式典後に予定した祝賀会をコロナ感染対策のため見送ることとしましたので、9 月 3 日には 20 周年の祝賀を兼ねて懇親会を開催したいと計画しております。

さらに、2022 年度に発行する学会誌は 20 周年記念特集号として編さんすることとしています。

また、20 周年を機に、シニア会員制度の導入、新たな表彰制度の導入などを行い、さらなる学会活動の発展に向けた制度づくりを目指しているところです。

本学会の重要な責務は、環境アセスメントの意義や役割を深めシステムとして機能するように問題点を解明、改善し、有効な社会性をして定着を図っていくことにあります。環境アセスメントは、環境保全の基盤的施策としての役割を担っており、環境アセスメント制度が有効に機能して広く関係者の意見を反映することにより、環境に配慮した意思決定がなされ、持続可能な社会を実現することが可能になります。そのためには、環境アセスメントの理論、研究面の探求に加えて、社会制度としての観点から実

務上の課題を含めて、なお一層掘り下げていくことが求められています。

学会創立 20 周年の節目を真に意義あるものとするため引き続きこれまでの学会活動における成果と課題を検証するとともに、持続可能な社会の実現に向けて環境アセスメントにかかる法制度のレビューと新たな展開について考究し、学会が取り組むべき新機軸を打ち出したいと考えております。

これまでの 20 年間は学会の基盤の形成期だったとすれば、これからの 10 年、さらに 20 年は学会飛躍の時期とするため、皆さまの引き続きのご支援、ご協力を心より願っております。

今後、学会活動をさらに進展させるため、学会の一層の活性化を図り、会員の皆さまとともにさらなる研さんを積んでいく覚悟を表明し、式辞の結びといたします。

村山) 藤田会長、ありがとうございました。

## 2. 来賓祝辞

村山) 続いて、プログラム 2 番、来賓祝辞に移ります。本日は、土曜日午後のお休みのところ、また、皆さま大変お忙しい中を各界からご来賓をお迎えしております。

ここでお詫びと訂正があります。法政大学総長廣瀬克哉様におかれましては、急なご公務が予定されていて、後ほどご出席になると伺っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ご来賓のトップバッターとして環境省を代表して総合環境政策統括官和田篤也様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。和田様、よろしくお願いいたします。

### ○ 和田篤也 環境省総合環境政策統括官

ご紹介を賜りました環境省の和田でございます。本日、環境アセスメント学会創立 20 周年とのこと、このような感慨深い機会

を迎えるに至りましたことについて、心よりお祝い申し上げます。

加えて、これまで 20 年間、さらには環境アセス法ができてからでは 25 年、四半世紀になるかと思いますが、これまで制度づくりとその発展に携わってこられた専門家、先輩諸兄の皆さま方にあらためて感謝の念を表明させていただきたいと存じます。

冒頭の祝辞として、私の思いも含めて少しご挨拶させていただきます。今日は、環境アセスメントをいかにこの 20 年間、25 年間、環境行政を新しい側面で引っ張ってきたかということのキーワードをご紹介します。と思っています。

私は、26 年前の環境アセスメント法の制定時において、当時の中央環境審議会の実質の責任者が浅野直人先生でいらして、そこから 1 年間かけて 1997 年 6 月に環境アセス法が制定されるまで、法律案検討の通称タコ部屋に拉致されておりました。その後、法律施行に向けた基本的内容の検討などでさらに 1 年かけて検討し、1998 年施行に至ったわけであります。その後は、私自身は主に地球温暖化対策を中心に環境省組織の中で仕事をしてきましたので、そこから見た環境アセスメントの実力がどうであったのかということ、今あらためて考えると、アセスメントは恐るべきその実力を持っていると思います。

この点についてたくさん申し上げたいこ



とはあるのですが、3 つに絞ってお話させていただきます。まず 1 点目は、基準行政からの脱却です。いわゆるベスト追究型とか、対策内容の追究型というところで、当時は基準行政の限界が少しずつ見えてきた時代でした。私も、公害行政や規制行政に携わり、工場の煙突を登った経験のある最後の技術系職員だと思うのですが、その限界点が見えた頃に環境アセス法が登場するに至ったということです。いわゆる基準行政から、BAT、ベスト・アベイラブル・テクノロジーというより良い対策技術で対応するという手法に転換していく感じでした。

2 点目は、情報公開というキーワードです。これは環境アセス法前までは定着していなかったと思いますが、情報公開の威力を環境アセスメント制度で見せつけたかなと考えます。それまでは、どちらかという基準行政の手法で、いわゆる規制的にしっかり事業者をコントロールしていくのが主流であったと思いますが、情報公開を行っていただくことによって、事業者のセルフコントロールが働く、そのことが非常に効果的な環境対策になってまいります。

3 点目は、参加という概念です。後から、私も途上国援助などに関わっているときに英語でよい言葉だと思ったのは、「パブリックコンサルテーション」というキーワードです。住民参加、パブリックコンサルテーションというものの重要性について、アセス法で示してこれまでの 25 年を引っ張ってきたのではないかなと考えております。

それぞれのキーワードが、今注目されているカーボンニュートラルのコンテキストでいう地球温暖化対策推進法に盛り込まれています。例えば、排出抑制指針という制度ですが、これはアセス法の BAT の手法に見られると思います。また、2 番目の情報公開ですが、これは業界用語では SHK と呼ば

れる「算定・報告・公表制度」になります。事業者温室効果ガス排出量を把握し公表していただくことにより、温室効果ガス排出量の削減を図っていただくという制度です。さらに、直近ですが 2021 年の温暖化対策推進法改正により、再生可能エネルギー導入に伴うパブリックコンサルテーションの強化も法制度の中に位置付けたところです。いずれも環境アセスメントが引っ張ったという感慨深いものがございます。

最後になりますが、今後について個人的な思いを申し上げます。1 つは、今後は基準行政から対策技術行政、BAT のような展開が主流になるのではないかという点です。例えば、シミュレーションソフトをみても日本には技術力はありますが、対策技術によって情報を皆で共有して良いものを作り上げていく力が弱いですし、そうした方向に進めたらより良いだろう、より対策技術側に寄ったほうが良いかと思えます。

2 点目には、セルフコントロールよりさらに進んでよい対策を実施する、今の環境行政のはやりですが、より一層カーボンニュートラル対策を実施した方が企業ブランドになる、場合によっては、ESG 金融などで資金を呼び込めるというようなステージに移っていることも見越しながらアセス制度が発展していくとよいと考えます。

さらに、今後に向けての 3 つ目の最後になりますが、SEA 的な、戦略的環境アセスの視点でいえば、まさにカーボンニュートラル、もう 1 つはサーキュラーエコノミーというキーワードです。日本においては、サーキュラーエコノミーは周回遅れですが、確実にカーボンニュートラルも、サーキュラーエコノミーも、いずれも SEA のコンセプトに近いと考えます。

というのは、事業の場所や詳細な諸元が確定していなくても、カーボンニュートラ

ルとサーキュラーエコノミー、脱炭素と資源循環の視点は、プロジェクト実施の相当前の段階から、もっと言えば計画、マスタープラン段階で環境アセスを行うという未来があるのではないかと考えています。

私からは以上になります。まさに、これまで引っ張ってきた環境アセスの実力がさらに今後発展して、環境行政とまた環境行政以外においても引っ張っていくことができたら大変うれしく思います。

あらためて、本日は環境アセスメント学会創立 20 周年ということで、心よりお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

ありがとうございました。

**村山)** アセスメントの今後の方向を 3 つ具体的に示していただいたと思います。

ありがとうございます。

それでは続いてご来賓祝辞の 2 番目として、公益会員を代表して埼玉県環境部長目良聡様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。目良様、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○ 目良 聡 埼玉県環境部長

埼玉県環境部長を 2022 年 4 月から拝命しております目良と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典が多くの皆さまのご出席のもと、このように盛大に開催されますことについて、心からお祝い申し上げます。藤田会長をはじめ、会員および関係者の皆さま方の熱意と長年にわたるご努力の賜であると、深く敬意を表する次第です。

埼玉県は貴学会の設立当初から公益会員として参加させていただいており、今回、その由から、地方公共団体を代表して祝辞を述べさせていただく機会をいただき、大変光栄に感じております。

本県は、これまで、皆さまからさまざまな場面においてご指導、ご鞭撻をいただきまいました。20 年ほど前になりますが、本県では、環境面のみならず社会・経済面への影響についても考慮する戦略的環境アセスメントの導入を目指して「総合的環境アセスメント構想検討専門委員会」を設置いたしました。この会の立ち上げには、後に貴学会の会員となられる先生方にご協力いただくとともに、委員として多くの助言を賜り、全国で一番早く制度を導入することができました。

また、最近の例では、環境影響評価法の太陽電池発電所案件である比企郡小川町のメガソーラー案件がございました。非常に課題が多い案件でしたが、2021 年度まで本県環境影響評価技術審議会会長であられた明治大学の柳先生をはじめとする多くの皆さまに大変なご尽力をいただき、昨年 12 月に知事意見を発出することができました。この場をお借りして、あらためて貴学会ならびに会員の皆さまに感謝を申し上げます。

さて、埼玉県では大野元裕知事のもと、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を目指し、埼玉版 SDGs を推進しております。現在、その目玉として、コンパクト、スマート、レジリエントの 3 つの要素を盛り込んだ「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」による持続可能なまちづくりを推進しているところでございます。

環境影響評価制度については、多様なステークホルダーを巻き込みながら環境保全上のよりよい事業計画を検討していくという点で、まさに、持続可能な社会を実現するための有効な手段と考えております。

今後とも、貴学会におかれましては、環境影響評価に関するスペシャリストとして、埼玉県のみならず全国の地方自治体に対し、



一層のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、貴学会の一層のご発展とご参会の皆さまのご健勝を祈念申し上げ、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

**村山)** 目良様、ご祝辞、どうもありがとうございました。今後も学会の発展に向けて大変力強いお言葉をいただいたと思います。ありがとうございました。

続いて、賛助会員を代表して日本環境アセスメント協会会長の梶谷修様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。梶谷様、どうぞよろしく申し上げます。

**○ 梶谷 修 日本環境アセスメント協会会長**

ただ今ご紹介いただきました日本環境アセスメント協会の会長を務めております梶谷と申します。よろしくお願いいたします。

この度、環境アセスメント学会が 2002 年 4 月創立以来 20 周年を迎えられましたことに対して、心からのお祝いを申し上げます。

日本環境アセスメント協会は、アセスメントの実務に携わる日本唯一の全国的な団体として 1978 年 1 月創立以来 44 周年を迎え、この間、環境影響評価法が完全施行された 1999 年には、主務官庁四省共管の公益法人として社団法人に認定され、その後 2012 年一般社団法人に移行して今日に至っております。

当協会は、これまで環境影響評価法の制定・改正など環境アセスメント制度の変遷と社会的動向に対応しながら、環境アセスメントに関する技術向上と人材の育成、社会的信頼性の向上に努め、持続可能な社会の形成を目指して活動してまいりました。

研究開発やセミナー、研修などの活動、特に環境アセスメント士認定資格制度の創設

や人材育成には、貴学会の先生方には大変なご支援をいただき、ともに環境アセスメント制度の発展に取り組んできたところであります。

今年、環境影響評価法が公布されて 25 年目となりますが、近年環境政策に大きな変化が生じております。2015 年には国連の持続可能な開発目標の SDGs の採択や気候変動に関するパリ協定の締結など社会情勢の大きな動きがあり、SDGs が重視する環境、経済、社会の統合的な向上を図り、脱炭素、循環、生物共生社会を同時に実現して持続可能な社会を実現することが環境政策の重要な課題になっております。

また、わが国の環境影響評価法をめぐる動きとしては、2020 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを目指す政府の宣言に伴い、環境政策の見直しが加速され、風力発電規模要件の変更や地球温暖化対策推進法改正など、再生可能エネルギーの促進が図られております。



今後の環境アセスメントは、こうした動向を取り入れ、再生可能エネルギーなどの分野での法・条例アセスを対象とした活動について、環境アセスメントの適切かつ円滑な推進を図る取り組みとともに、政策・計画段階の戦略的環境アセスメント、自然的・社会的リスクに対応した環境アセスメントなど新たな環境アセスメントへの拡大と環境アセスメントの技術的領域への拡大

の取り組みなどが必要とされており、協会としても積極的に進めてまいり所存です。

貴学会におかれましては、2002年の発足以来、研究発表、学術論文発表、国際交流、公開セミナー、学術図書の刊行などさまざまな学会活動を通じて環境アセスメントに関する制度と技術の向上に一貫して取り組まれて、大きな成果を上げてこられました。今後とも、環境アセスメント制度の一層の充実と発展に向け、特に環境政策の課題に応えるために、次の3つの役割に期待をしております。

1つ目は、制度的な観点から、現行政策の中での取り組みと新たな制度を検討し、それを提示する役割です。2つ目は、技術的な観点から気候変動など環境アセスメントの調査、予測・評価や環境対策などの技術手法を検討し提示する役割であります。3つ目は、環境問題に関連する諸学会との連携・協働を進めていく役割と考えます。

貴学会と協会は、学術面と実務面でさまざまな連携を図りながら活動を進めてまいりました。これまでのご支援、ご協力に感謝を申し上げますとともに、今後さらなる連携を期待しているところです。

最後に、貴学会の今後のますますのご発展と皆さま方のさらなるご活躍を心より祈念いたしまして祝辞のご挨拶といたします。本日は誠にめでとうございます。

**村山)** どうもありがとうございました。日本環境アセスメント協会は、学会よりも先に創設されて、大変協力的に取り組まれております。今後の取り組みとして3点をいただきました。学会としてもこの取り組みについて取り組んでいきたいと考えております。

それでは、ご来賓として法政大学総長廣瀬克哉様にご到着されておりますので、ご祝辞をいただきたいと思っております。

## ○ 廣瀬克哉 法政大学総長

ただ今ご紹介いただきました法政大学総長の廣瀬克哉と申します。大変遅参いたしまして、失礼をいたしました。申し訳ございません。

本日は、環境アセスメント学会創立20周年の記念行事をこの法政大学市ヶ谷キャンパス、ポアソナード・タワーで開催していただきまして、誠にありがとうございます。そして、学会創立20周年、心よりお祝い申し上げます。

この建物がちょうど2000年春竣工です。前年に法政大学は人間環境学部を設置しております。「サステナビリティ」がその学部を設計していくときの基本的理念の1つでありました。その前後に、ISO4001の取得を、大学としてまずは市ヶ谷キャンパスの中の校舎を皮切りに、徐々にサイトを広げていくというようなことを行った上で、現在では独自の環境マネジメントシステムを自ら回していくという形で環境マネジメントに取り組んでおります。また、2016年に制定した法政大学憲章の結びの言葉は「法政大学は持続可能な社会の未来に貢献します」、これが結びの一文です。大学憲章の最後にこの持続可能性、そして社会の未来が持続可能性というキーワードの中にあり、そのことに貢献をすることについて、大学の社会貢献における中心の使命と位置付けているということです。



その理念に照らしても、まさに環境アセスメント学会のこのような節目の行事において大学を使っていたことは非常にありがたいことであり、またこの機会にこうした大学の姿勢も知っていただけるきっかけになれば、大変うれしいことでもあります。

さて、私ごとではあるのですが、私自身と環境アセスメントの関わりについて、かなり古い話になるのですが、少し言及させていただいてお祝いの言葉にさせていただきたいと思います。

私自身は、1980 年春に東京都で行われた環境アセスメント条例制定の直接請求運動に当時大学生で参加しておりました。東京都の、この巨大な人口で 50 分の 1 の署名を集めるのはなかなか大変なことであり、条例制定直接請求が都条例について成立した極めて稀な市民運動であったと記憶しております。その中に参加し、学部の三年生から四年生に向けて準備期間から実際の署名集めの時期に一連の勉強会、学習会が開かれ、その場で何人かの大学の先生方、さまざまな専門家の講演を聞く機会がありました。その中のお一人に行政学者でその後地方分権改革を推進する役割を担っていくことになる西尾勝先生、先ごろ亡くなりましたが、その西尾先生と私自身が初めて会ったのもそういう場でありました。後に大学院で指導教授になっていただき、私自身は都条例と直接請求、そしてそれが都議会であっさり否決されていったというような流れの中で、地方自治分権を、そして議会改革などをメインの研究フィールドにしていくこととなりますが、その出発点として、環境アセスメントの制定運動の経験があったことを今になると思い起こします。今回は環境アセスメント学会の創立 20 周年行事でご挨拶させていただくという機会をいただき、あらためてそのことを思い出しました。

当時、大学一年生で参加をしていた中には鎌形浩史さんがいらっしゃいました。2 年前まで、前の環境事務次官だと思えます。彼が当時の環境庁に就職をすることを決めたプロセスと直接つながっているわけではないのですが、大学入学したての彼と一緒に活動していたことは非常によく覚えています。一緒に活動した中には杉田敦さん、政治思想史を専門とする法政大学の教員です。また、行政学の山口二郎さんもいたことを思い出します。

いずれにしても、普通の市民の皆さんと、一定の科学的知見を持つ専門家が連携して大きな事業を回していくために、社会の中でどういう合意を作り一定の方向に向いて政策や事業を動かしていくかという 1 つの仕組みとして環境アセスメントがあるわけです。私自身は、直接このテーマを研究対象にする、そういう研究者としての歩みはありませんが、自分の研究にとっての出発点に環境アセスメント制度について関わりがあったことを、今回の機会をいただき、あらためて思い出している次第です。

今や、地球社会のメインのアジェンダの中にそれを実現していくための非常に重要なツールとしての環境アセスメントがある、そのことをめぐって政府の課題や改善策が検討され、またそれをツールとして使いながら、社会全体をどのように大きな課題に取り組んでいくのか、それを前進できるのかに、まさにこの学会が取り組んでおられることを、講演を通してあらためて認識させていただきました。

学会は 20 周年を迎えられたということですが、2050 年にどうなっているか、その手前の 20 年代半ばに向けて何を今やらなくてはいけないのか。そうした点について、まさに最前線で取り組んでいかなければいけない課題に対し、長い視野を持ってしっ

かりと持続して取り組んでいくことが求められているのではないかと、あらためて認識をする機会をいただきました。

結びとして、今後の環境アセスメント学会のさらなる発展と、それによってまさに持続可能な社会の未来を構築していくことの一翼をこの学会が担っていかれることを祈念いたしまして、開催校としてのご祝辞に代えさせていただきます。

本日は記念式典、誠にありがとうございました。

**村山)** 廣瀬様、本当にありがとうございました。東京都条例の制定の活動に印象深いお話だったと思います。大変お忙しいところお越しいただきありがとうございました。

### 3. 環境アセスメント学会 20 年の沿革と記念事業の概要

**村山)** それでは、プログラム 3 番、環境アセスメント学会 20 年の沿革と記念事業の概要について、本日の学会創立 20 周年記念事業の実務を担当している田中充 20 周年記念事業特別委員会委員長よりご報告申し上げます。

#### 田中充 学会創立 20 周年記念事業特別委員会委員長

ご紹介いただきました環境アセスメント学会創立 20 周年記念事業特別委員会委員長の田中充です。今回の 20 周年記念事業について責任者を務めております。

私からは、環境アセスメント学会の発足と学会 20 年の歩み、そして今回の記念事業のあらましについて、ご紹介させていただきます。

学会は、2002 年 4 月、中央大学後楽園キャンパスにて設立総会を開催し、今年 20 年目を迎えるところです。初代会長には島津康男先生、その後浅野直人先生、3 代目会

長が鹿島茂先生、4 代目会長が柳憲一郎先生、そして 5 代目が私、6 代目が現会長の藤田八暉先生です。

学会の目的は、先ほど藤田会長からも紹介がありましたように、持続可能な社会の構築に寄与することをめざし、環境アセスメントに関する理論と実践を統合的に研究していくということになります。

会員は約 400 名、そのうち正会員が約 340 名となっています。注目していただきたいのは、約 340 名の正会員のうち大学などの研究者は比較的少なく、4 分の 1 程度で、企業・コンサルタントが約 6 割を占めています。こうした事業者所属の皆さんには、現場での実践的な課題や知見の面からさまざまな協力をいただいています。また、国・自治体の行政関係の個人会員は約 20 名です。これは比率としては少ないのですが、公益会員として広く関わっていただいております。その他には社団法人、NPO 団体などの関係者にもご協力をいただいています。

主な学会活動は、毎年研究大会を 9 月から 10 月に開催し、また 5 月には学会総会と公開セミナーを開催しております。さらに、学会全体の中で委員会活動として学術委員会、編集委員会、企画委員会、行事委員会、情報委員会、表彰委員会、国際交流委員会などの分野で活発に活動をしています。

一例ですが、国際交流活動として IAIA 国際影響評価学会への参加、またアジア環境



アセスメント会議 AIC に積極的に参加し、国際会議においても会員が発表をさせていただいているところです。また、環境アセス関係のさまざまなトピックについて気軽に参加できるサロン会や、学会編集による出版物も発刊しており、市販の書籍の出版や定期的な学会誌の発行も行っております。

これまでの 20 年間の研究発表大会の経緯や、こうした主な委員会活動の状況などについては、お手元の「学会のあゆみ」冊子に詳しく載っていますので、後ほどお目通しいただければ大変幸いです。

いずれにしても創立以来の 20 年の間、学会員のご協力はもとより、行政団体、事業者関係の協会など、多くの団体関係者にもご協力をいただいで活動を重ね、学会の研究成果がまとまってきていると考えております。

また、公開セミナーのテーマを時系列で並べてみると、20 年間で環境アセスメントに関わるテーマがどのように変わってきたか、一目でお分かりになると思います。最初は、環境アセスメントにおける住民参加の課題や生態系保全の問題、こうした制度的、技術的なテーマが関心を集めましたが、中盤からは風力発電事業や再生可能エネルギーのテーマが多くなり、現場の実務的手法の課題であるとか、理論的な制度面での課題について、広く公開セミナーの中で議論させていただいてきております。

これは後ほどご紹介いたしますが、環境アセスメントに関わる制度的な論点や技術手法の課題に関して、学会編さんの書籍として取りまとめ、集大成して発信しております。会場入り口の受付にもご案内していますが、これまで小冊子を 9 冊、発刊しています。最新のものでは「事例で読み解くアセスの効果(役割)」「先手先手の環境配慮が肝心「配慮書を活用しよう」」など、どちらかという環境アセスに十分な知見を持た

ない市民などの皆さんに冊子を手にとっていただき、環境アセスメントの使い方、活用の仕方を学んでいただくといった趣旨で情報発信をさせていただいてきたものです。

続いて、学会ではこの 2022 年を中心に 20 周年記念事業を企画しており、その概要を紹介させていただきます。本日は記念式典の開催です。また、「学会のあゆみ」を皆さまのお手元にお届けしておりますが、さらに「学会創立 20 周年記念誌」をこの後 1 年かけて作成し、学会員の中で共有してまいります。

また、学会誌は年 2 回発行しますが、その中で 20 周年記念特集を予定しており、具体的な誌面構成については、編集委員会と調整をしながら進めてまいります。

さらに、学会創立 20 周年を迎えた総括と今後の期待に関して、幅広い関係者が振り返る機会として座談会の形で、2021 年 11 月と 2022 年 9 月の研究大会にあわせて、開催を計画しております。また、2022 年 9 月のアジア環境会議 AIC の際には、学会 20 年の成果に関してアジアにも発信できるよう、準備を進めております。

お手元に配布しております冊子「学会のあゆみ」ですが、各界の関係者の皆さま、学会役員、そしてご支援をいただいでいる関係団体の各位に大変示唆に富むご寄稿をいただいでおります。これらのご指摘も含めて、今後の学会活動に向けた課題、方向性について、整理をしております。また、学会の事業活動について年表形式により 2002 年から 2021 年まで、20 年間の歩みを振り返っています。どうぞ、これも手にとってこの間の学会の課題を含めてご確認いただければ幸いに存じます。

最後に、学会の今後の発展に向けて、私なりの課題をまとめました。これまで、会員のご協力により、現場の実態に即した活発な学会活動が展開されてきたと評価できると

思います。ただ、課題として会員数が減少してきていること、この点はどの学会でも同様の傾向があるとも聞いていますが、会員数が漸減しており、それに合わせて学会活動の基盤となる財源も縮小しつつあります。この点については、早急に対策をとらなければいけないと受け止めております。

関連して、今後に求められる環境アセスメントに向け、例えば会員の幅広い参加を得た学会活動を展開していくことが求められています。学会員にぜひご協力をいただきながら対応策を講じていく必要があります。一人ひとりが関心ある活動に参加することによって活動の活性化につなげ、このことが退会数の縮小と新規会員の増加につながるという好循環が求められます。

次の10年、20年に向けて、ぜひ会員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、私からのご報告のまとめにさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

**村山)** 田中先生、ありがとうございました。学会の活動の沿革、20周年記念事業の概要についてご報告をさせていただきました。

#### 4. 表彰

**村山)** 続いて、プログラム4番、表彰です。2002年に本学会が発足し、今日まで20年の活動ですが、この間、多くの会員の皆さまにご理解とご協力をいただいてさまざまな活動を行うことができました。創立20周年の節目に当たり、こうした皆さまの長年のご協力、ご貢献にあらためて功績を讃えるとともに感謝の意を表する機会としてこのような場を設けさせていただきました。

##### (1) 功労者表彰

**村山)** それでは、功労者表彰者のお名前を読み上げます。また、藤田会長から表彰状などをお渡ししたいと存じます。功労者表彰者

の名簿リストは本日配布の「学会のあゆみ」の69ページから記載しております。こちらをあわせてご覧いただければと思います。

なお、本来であれば対象者お一人お一人に表彰状などをお渡しするところですが、新型コロナウイルス感染対策の観点から、誠に恐縮ではありますが、各区分の代表者において壇上で会長より表彰状などをお渡しする形を取らせていただきます。略式で進行しますことをご理解いただければと存じます。

それではまず、功労者表彰です。これは20年間に及ぶ学会活動の中で、会長経験者、役員経験者、名誉会員に対して表彰をさせていただきます。お名前を読み上げます。大変恐縮ですが、その場でご起立いただければと思います。よろしくお祈りします。

会長経験者からまいります。浅野直人第2代会長、柳憲一郎第4代会長、田中充第5代会長。なお、鹿島茂第3代会長は都合によりご欠席です。以上、代表して浅野直人会員、壇上にお進みください。

**藤田)** 表彰状、浅野直人殿。あなたは、環境アセスメント学会の会長として学会の運営にご尽力いただき、本学会の発展のために多大なるご貢献をされました。学会創立20周年に当たりその功労をたたえ、ここに表彰いたします。令和4年5月21日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。

**村山)** ありがとうございました。

続きまして、役員経験者表彰です。表彰対象となる役員経験者は、これまでで10期に及ぶ役員体制の中で7期以上にわたって役員をお務めいただき、学会の発展に貢献をいただいた会員を対象としています。会員番号順にお名前を読み上げますので、その場でご起立いただければと存じます。

石川公敏会員、沖山文敏会員、倉阪秀史会員、栗本洋二会員、原科幸彦会員、田中章会員、

上杉哲郎会員、市川陽一会員、梶谷修会員、傘木宏夫会員、塩田正純会員、村山武彦会員、吉田正人会員、矢持進会員。以上 14 名を代表して石川公敏会員、壇上へお進みください、よろしく願いいたします。

**藤田)** 表彰状、石川公敏殿。あなたは、環境アセスメント学会の役員として長年にわたり学会の活動にご尽力いただき、本学会の発展に大きく貢献されました。学会創立 20 周年に当たりその功労をたたえ、ここに表彰いたします。令和 4 年 5 月 21 日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。

**村山)** ありがとうございます。

続きまして、名誉会員の表彰です。これは、名誉会員として学会の発展に貢献した功績をたたえて表彰するものです。本日は表彰対象の猿田勝美名誉会員はご都合により欠席でございますので、お名前のみご紹介させていただきます。

## (2) 感謝状贈呈

**村山)** 続きまして、感謝状贈呈に移ります。これは、20 年間に及ぶ学会活動において事務局として、また会員として学会の発展に尽力いただいたことに対して感謝の意を表するものであり、事務局経験者、永続会員、公益会員、賛助会員に対して感謝状を贈呈させていただきます。

最初に事務局経験者への感謝状の贈呈です。2002 年の学会創立以来事務局長として、あるいは事務局長補佐として長きにわたり学会の発展にご尽力いただいております。お名前を読み上げますので、ご起立をいただければと思います。

まず、尾上健治会員、吉田秀会員、本日はご欠席ですが、安西弘康様、齋藤洋様にも感謝状を差し上げることになっています。代表して尾上健治会員、壇上へお願いいたします。

**藤田)** 感謝状、尾上健治殿。あなたは環境アセスメント学会事務局長として本学会の発展のために大きく貢献され、ご尽力いただきました。学会創立 20 周年に当たりここに深く感謝の意を表します。令和 4 年 5 月 21 日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。

**村山)** ありがとうございます。

続きまして、永続会員への感謝状の贈呈です。永続会員は、創立年度からの継続の会員で、役員としてお務めいただき、学会活動の発展にご貢献いただいたことに対して感謝の意を表するものです。対象者に感謝状を贈呈いたします。会員番号順に読み上げますのでご起立いただければと思います。

若松伸司会員、石野耕也会員、小林正明会員、大塚直会員、伊東英幸会員、錦澤滋雄会員、松永忠久会員、佐藤律子会員、西村正直会員。また本日はご欠席ですが、朝賀広伸会員、浦郷昭子会員、作本直行会員、奥真美会員、以上 4 名の会員にも感謝状を差し上げることになっています。

それでは、永続会員を代表して若松伸司会員、壇上へお願いいたします。

**藤田)** 感謝状、若松伸司殿。あなたは環境アセスメント学会発足当初より長きにわたり学会役員、会員として学会の活動に参画され、本学会の発展に貢献されました。学会創立 20 周年に当たりここに深く感謝の意を表します。令和 4 年 5 月 21 日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。



**村山)** ありがとうございます。

続きまして、公益会員への感謝状の贈呈です。公益会員は行政機関の会員としてご活動いただき、学会の発展にご貢献があったことに対して感謝の意を表すものでございます。お名前を読み上げますので、その場でご起立をいただければと存じます。

埼玉県環境部様。また福岡市環境局様、北九州市環境局様におかれては、本日はご欠席です。なお、公益会員の3団体におかれては表彰を辞退されると伺っています。

それでは、公益会員を代表して埼玉県環境部様、壇上にお進みください。

**藤田)** 感謝状、埼玉県環境部殿。貴団体は環境アセスメント学会の公益会員として学会の活動にご協力を賜り、本学会の発展に大きく貢献いただきました。学会創立20周年に当たりここに深く感謝の意を表します。令和4年5月21日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。

**村山)** ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、賛助会員への感謝状に移ります。賛助会員は、事業者団体の会員としてもご活動いただき、学会の発展にご貢献いただいたことに対して、感謝の意を表すものでございます。

会員番号順にお名前を読み上げますので、その場でご起立いただければと存じます。

株式会社静環検査センター代表取締役徳田茂様、株式会社ドーコン代表取締役社長佐藤謙二様、パシフィックコンサルタンツ株式会社様、西部環境調査株式会社様、中電技術コンサルタント株式会社様、日本工営株式会社様、株式会社ポリテック・エイディ様、大成建設株式会社クリーンエネルギー・環境事業推進本部様、株式会社KANSOテクノス様、日本エヌ・ユー・エス株式会社様、株式会社東京久栄様、株式会社

エイト日本技術開発様、株式会社三菱地所設計様、株式会社オオバ様、東北緑化環境保全株式会社様、公益財団法人海洋生物環境研究所様、株式会社沖縄環境保全研究所様、株式会社オリエンタルコンサルタンツ様、株式会社千代田コンサルタント様、ムラタ計測器サービス株式会社様、一般社団法人日本環境アセスメント協会様、一般社団法人日本風力発電協会加藤仁様。

また、以下の5団体は本日ご欠席でございます。東京パワーテクノロジー株式会社様、J-POWER ジェネレーションサービス株式会社様、株式会社日建設計様、一般財団法人電力中央研究所サステナブルシステム研究本部様、日本製鉄株式会社様、以上です。

また、賛助会員のうち1団体におかれては表彰を辞退されると伺っております。

それでは、代表して株式会社静環検査センター様、壇上にお進みいただければと思います。

**藤田)** 感謝状、株式会社静環検査センター代表取締役徳田茂殿。貴団体は環境アセスメント学会の賛助会員として学会の活動にご協力を賜り、本学会の発展に大きく貢献されました。学会創立20周年に当たりここに深く感謝の意を表します。令和4年5月21日、環境アセスメント学会会長藤田八暉。

**村山)** どうもありがとうございます。

表彰へのご協力、誠にありがとうございました。これまで学会に対して長年にわたって多くのご功労、貢献をいただいた皆さまに感謝の気持ちを表明させていただきました。今後とも学会の発展に向けてご協力をいただければと存じます。



なお、表彰状などは先ほど壇上にて会長より代表者の方にお渡ししました。その他の皆さまには後ほど、式典の終了後、会長よりお渡しさせていただきますので、よろしくをお願いします。



## 5. 記念講演

**村山)** それでは、プログラム 5 番に移ります。これは、学会創立 20 周年を記念して、環境アセスメント制度の課題、あるいは今後の取り組むべき方向について有識者の先生方にご指導いただくよう企画したものでございます。

記念講演の 1 番目として、本学会顧問としてもご活動いただいております浅野直人福岡大学名誉教授より、「アセス制度の課題」としてご講演いただきたいと存じます。

浅野先生、よろしくをお願いします。

### (1) 浅野直人 環境アセスメント学会顧問 「アセス制度の課題—学会 20 周年に思うこと—」

それでは、少しお時間をいただいております。話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

アセス学会は創立 20 周年を迎えまして、本当にうれしく思っています。実は私の研究上の本籍地は法律学の中でも民法学です。ポアソナードは日本の民法を生み出した親みたいな人です。ポアソナードの名前を冠したこのホールで今日お話をさせていただきます。

けることには、特別の感慨を覚えることでございます。

2017 年のことですが、アセス学会誌で環境アセスメント制度ができて 20 周年の記念特集を行ったことがあり、「環境影響評価制度の 20 年を振り返る」という原稿を書いたことがあります。その中で日本のアセス法制定の経緯を記すとともに、制度に残された課題が大きく二つあると記しました。一つは、環境政策課題が大きく変わってきた、それにどう対応するかが課題だろうということ、もう一つは、よりよい決定のためのアセスという法制度制定時の理念をより具体化していくためには全部で五つぐらいの課題があるだろう、そんなことを書いたことを思い出します。

このうち、前者のテーマについては、本日、私の話の後で高村先生が話をさせていただきますから、私は主に二つ目の課題として挙げた点についていくつか取り上げてお話をしようと思います。こんな機会ですから、回顧談をやってもいいのかもしれませんが、今日配られた「学会のあゆみ」の冊子に元会長としての回顧談も書かせていただいておりますし、アセス法ができたときのいきさつの類はこれまでに色々な機会にさんざん話していますので、今日は、やはり先を考えてということで、いくつかの課題についてお話をさせていただきます。

当時、私が「よりよい決定のためのアセス制度に向けての課題」として残されていると記したのは、

① 広義の戦略的環境影響評価システムの導入、② 対象事業種・規模の見直し、③ 手続きの時間短縮、



④長期未着工などの場合の再アセス、⑤アセス手続きへの争訟システムの整備と当事者適格要件の整備、の五つでした。本日は、時間の関係もありますので、①、④、⑤の三つについて取り上げてみたいと思います。

まず、①です。広義の戦略アセスメントの導入については、このスライドに記していると通りの環境基本法 19 条の規定が 20 条の前にあって、とにかく国はおよそ環境影響を及ぼすと認められる政策を策定するには必ず環境保全を配慮しなければいけないとされているわけですから、たとえば昔、郵政民営化という出来事がありましたけれど、そういう政策変更に至るまで、それをしたら一体どういう環境上の影響があるのかを予測・評価し、影響があるならそれをどうするのか、という配慮をしなければいけない、ということになるはずです。

環境基本法 20 条に書かれている場合のみならず、もっと広く環境配慮をすべきであってそのために影響の有無を予測しなければならぬということが環境基本法 19 条に書かれているわけですが、なかなかこれが具体化されてこなかったのが現実です。ただ、先ほど和田総合環境政策統括官のお話にもありましたが、昨年の地球温暖化対策推進法改正によってこの 21 条の 5 項から 7 項に戦略的アセスという考え方に一歩近づいたかなという感じの規定が入りました。それは、市町村が定める地方公共団体実行計画のなかに、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮・地域貢献に関する方針などを定めるよう努力せよという努力義務の規定であり、そして 22 条の 11 では、この計画に即した事業を行おうとする者が、その事業計画について市町村の認定を受けることによって、アセス法の手続きについても一部省略ができる、

つまり、配慮書手続きは要らなくなるということが規定され、それ以外にも、温泉法・森林法・農地法・自然公園法・河川法・廃掃法などの法令上の手続きについても特例が設けられることが決まったわけです。これは大変注目できることだと思っています。

広い意味での戦略アセスメント (SEA) を考える場合には、まず、事業者がそれをやるのではなくて、公的セクターがそれをやる必要があります。今回のこの温対法改正では、市町村が協議会という場を通してではありますが、主体となってこの地域脱炭素促進事業の促進区域などを定める手続きを進めていくということですから、その点がまず第一に SEA に近いと言えると思います。

第二に、この促進区域を定めるという個別の事業計画を具体化する以前の段階で環境配慮をちゃんと図ることが、仕組みとして 21 条 6 項の規定に入っていますので、この点も SEA にかかなり近いこととなります。

なお、法律上は「促進区域」と書いてありますが、つい最近出された環境省の通知によると、そうは書いたけれども特に書いてほしいのは、ここは駄目だということをはっきりしてほしい、ということが自治体に対して呼びかけられているとのことですが、これはまさに SEA の発想そのものということになります。

第三に、事業アセス手続きとの接点がちゃんとできている。つまり、先にも指摘したとおり、この手続きを経由していくと配慮書手続きが省略できるので、この点は実は新たに配慮書の手続きを入れるようにアセス法の改正をしたときに議論をしたことです。事業者にやってもらうのと別の段階での話があるのではないかとということがここでようやく実現できたことは大層うれしいことだと思っています。今後は、この仕組みがうまく動いていくことを祈っています。

具体的に促進区域を策定するにあたって、やり方を間違えるとかえって混乱の種になってしまうかもしれないのですが、たぶん、つい最近出された環境省の通知をよく理解した上で、都道府県でまずしっかりと方針を打ち出して、それを見て市町村が動いてくださるということであればうまくいくのだろうと期待しております。

次に④の再アセスです。アセスをやったがその後全然着工されない、それでいてアセスから 15 年も経ってから、15 年前に実施したアセスがあるんだから直ちに事業をやるぞなんていうのはおかしいわけですね。現行法はそういうことを一応意識はしていて、このスライドにあるように 32 条に「変更の必要があると認められるとき」にはもういっぺんちゃんとアセスの「手続きを行うことができる」という条項があります。

ただし、この「できる」と書いてあるその主語は何かというと「事業者は」とあります。事業者が「できる」という規定があるにはあるわけです。ただし、この規定をもう少し強くすることについてこれまで中環審の小委員会などで議論をしてきたのですが、やはり長期未着工を要件とするとしても、それは一体どういう場合が長期未着工となるのか、期間の決め方についてなかなか難しいものがあります。さらに、未着工というと、スコップを持って行ってちょっと土を削っただけでも着工したと言われたらそれでもう終わりともなりかねませんのでそれも辛い。これは時間をかけて検討しなければと言うことで、これまで検討を先送りしてきました。

しかし、考えてみると「認めるとき」という点についてですが、「事業者が認めるとき」と条文には書いてあるのですが、そうではなくて、認めるというのは地域環境主体である都道府県、市町村などの側の判断で「認

める」ことにすることが本来の筋だというべきです。そしてそのように自治体の長が「認めた」場合に、最低限「要請することができる」という規定とすること位には改めたいものです。さらにできることなら、電気事業法のアセスには取り入れられている「命ずることができる」という表現が入ればなおいいのですが、それはなかなか難しいことでしょうね。しかし、いずれにせよ、長期未着工の場合に再アセスすることについてはぜひちゃんとやるというルールを作っていくかなくてはいけない、そんなふうに思ったりしております。

さて、次のスライドに環境省の環境研究総合推進費とあります。今年の 3 月に終わった 3 年間の研究課題に、「世界環境憲章と国際・国内の環境規範の在り方に関する研究」という課題がありました。代表は大塚直先生です。大塚先生は本学会理事でもいらっしゃるのですが、さらに国際法チームメンバーで中心になっておられるのはこのあとお話くださる高村ゆかり先生です。この課題の採択の段階では、私は採択審査の側にいたのですが、この課題が採択された理由には次のようなことがありました。皆さんご存知の SDGs は、実はあまり知られていないのですが、その策定過程での日本の貢献がすごく大きいのです。それは、国連で SDGs の検討が始まった段階でこの環境研究推進費での課題のうちに SDGs についての研究を採択しまして、そこから随時研究成果を発信をしていきました。国際の議論にこれらの発信が大きく寄与しておりまして、大きく SDGs の策定に影響を与えることができた、という経験があります。

そこで、2017 年にフランスが提唱したことによって世界環境憲章案を国連で国際法化しようではないかという動きに関しても同じように日本からの発信をしたいものだ、

この強力なメンバーに研究してもらえばそこから有効な発信ができるのではないかと期待を込め、また、これらの国際的な法原則の検討作業での動向をいち早く日本法の制度の中に生かせるようにしたい、とこういう期待をもちましてこの課題での研究を始めていただいたという次第でした。

この課題は三年間の研究でしたが、採択時の期待どおりの成果を上げていただきました。この研究の中間評価段階での評価も大変いい評価でしたし、国連に対しての発信が十分できたと思います。ただし、残念ながらというか、世界環境憲章案を国連で法的な拘束力のある条約としての決定にすることには至らず、政治宣言を行うことに留まりました。しかし、そうはいうものの国際法の世界では法的拘束力のある条約でなくても、国際機関での権威ある宣言という形で言われたことについては、これをソフトローと呼びますが、条約などのハードローに並ぶものとして尊重されております。そして例えば国際的な裁判の中ではそれがちゃんと機能することが常識になっていますので、それを考えるとこの世界環境憲章案で提示されており、整理されている法理に関しては、それを大塚先生たちの研究グループがいろいろと検討して下さったわけですが、わが国として決して無視できませんし、今後十分その内容に留意していかないとはいけません。

さて、世界環境憲章案として出されたものが日本にどう影響を及ぼすだろうか、これは大塚先生のスライドをまるごと写させていただいてここにお示ししているのですが、世界環境憲章案の第5条に未然防止という項目があります。ここには、アセスメントの義務に関してちゃんと位置付けられていることにはぜひ留意しなければいけないと考えます。この世界環境憲章案の中

身そのものは1972年にストックホルムの人間環境宣言が行われ、その後1992年の環境と開発に関するリオ宣言、これは日本の環境基本法のベースになっているものですが、これらを通じて発展してきた法原則を整理したもので、専門家の間ではこの辺りがだいたい現在の環境法原則の相場観かなといったところになっているようです。ですから、これらを受け止めて国内の法的枠組みを作るとともに、これを具体化できるようにガバナンスを整えていかないと、こうした国際社会の動きには立ち遅れてしまう。という心配もあるというわけです。

そういうものの中にアセスがしっかりと位置付けられている、提約国は、環境に著しい悪影響を及ぼす可能性のある事業・活動・計画又はプログラムの許可又関与を決定する前に、環境影響評価を確実に実施するために必要な措置を講ずるものとする、と書いてある。これは本当に重要なことです。

なお、未然防止原則は実は、明らかに危険であることを避けなければいけない、そのために明らかに危険であるかどうかをちゃんと予見しなければいけない、つまり、現代社会における損害賠償法の基本原則ですが、これと全く同じ考え方を言っているわけで、自分がやろうと思うことが危険を及ぼすおそれないかどうかをしっかりと見極め、もし本当に危ないと思ったらやめなさい、といういわば社会常識ともいべきことを言っているだけで、何も目新しい話ではないのですが、格好良く言うところということになるという話です。

しかし、現在の社会は、ここで言われている未然防止原則よりもう一步進んで、完全には明らかではないけれども、もし起これば、それを止めないことによって生まれる不都合をはるかに超える重大な結果を引き起こすような危険の防止が必要な場合はち

やんと防止の措置を講じなければいけないという、予防原則とか予防的アプローチのような考え方が大事にされていますから、それよりはこの未然防止義務で言われていることは少し古典的な議論ということになります。

予防原則とか予防的アプローチという言葉はいずれも同じことを言っているのですが、わが国の環境基本計画の中ではあえて予防的アプローチという言葉を使っています。それは、特に日本では「原則」という言葉が誤解を与える印象が強すぎて、いやこれはわたしはいやなのだから予防原則はやめてくれ、というようなことを勝手に言う人がいると困るものですから、それを防ぐために予防的アプローチという言葉を使いました。その当時、そのようにしたことについてしっかり現役の担当者に情報が伝わっていないようで、日本では予防原則はだめで予防的アプローチでなければいけないなどと言う人がいると聞きましたが、それはちょっと困ります。要するに、無用な誤解を与えないためにそういう言い方をしただけのことだとこの際もう一回確認しておきたいと思います。

さて、世界環境憲章案の中では、第 1 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、これらがとても大事な条項です。このスライドに示したものが、一般的に環境権と言われるものについての条項です。「実体的な権利」と法律

専門家は言うのですが、要するに、権利のまさにコア部分、その権利そのものなんだと。実体的権利と言われているもの、それが 1 条に書かれています。

さらに 9 条、10 条、11 条には、その「実体的環境権」を具体化していくための手続きに関する、手続的な環境権」についての原則を述べています。こういったようなことはご紹介したりオ宣言第一原則、第十原則でも言われてきていることで、それらがここに書かれただけのことですが、ここでははっきりとまたそれが示されていて、とても大事なことだと思っています。

ところで、次のスライドは北九州市で 2004 年に出した環境首都ブランドデザインの一部分です。この中で、「わたしたち」、つまり北九州市民は「一人ひとりが環境のために行動する権利を持っている」ことを宣言したことがあります。環境権というと何となく個人の利益のために認められる権利と同じように考えてしまう傾向があるのですが、それではしょうがないでしょう。どちらかといえばそれは個人的な利益のためではないのです。つまり、お金をもらったら権利を放棄してしまうことができる、というような類のものではない。分かりやすく言えば選挙権みたいなものです。選挙権を人に売ったらしょっぴかれますね。それに近い考え方、そういう考え方で「環境権」の考え方を示したことがあります。

次のスライドは、環境権に関する世界の状況です。100 カ国以上で憲法に環境権を規定しているとのこと。その中でほとんどの国が手続的な環境権を定めています。とりあえず、近いところで中国、インド、日本ですが、実体的な環境権で見ると 3 カ国ともバツですが、手続的な環境権となると、バツがついているのは日本だけです。この報告を聞いて私も驚いてしまった



わけです。そこで、こういったようなことを考えていくことになると、やはりアセスの出番かなという気もします。そこで、本日のお話の最後、⑤についてになります。

環境基本法・環境アセス法のアセス制度は、もう皆さんご存知のとおり、事業者自らで環境配慮をしっかりとってもらうことを定めており、アセス法はその手続きを詳細に定めています。「手続的手法」と言うのですが、手続きを定めてそれに従ってもらい、手続きをとおして環境配慮を促し、それを通じて環境政策の目標を実現しようという政策実現手法です。

政策を実現させるための手法は実際いろいろなものがあるわけです。税をかけあるいは手数料を払わせ、あるいは補助金を与えて経済的なデメリット、メリットによって行動の変容を促す経済的手法、行動基準を定めて違反には罰則で対応する直接的規制手法。さっきの和田さんのいわれた昔ながらの手法です。そればかりではなくて、なすべき行為内容を法律に書くけど罰則は書きません。ただ、法律で書いてあるからね、という枠組み規制手法というやり方もないわけではないです。例えば、有害大気汚染物質についての規制をするときであっても、数字で基準を決めるのはものすごく手間ひまがかかるものですから、とにかく出さないでくださいということで法律に書いておいて、罰則は何もなしという条項が大気汚染防止法の中にあります。そういった手法でも結構社会的には機能するものですし、また、法律には書いてないけれども社会の皆が「それはそうだよね。自主的にやらなければいけませんね」ということを皆で決めてやってもらうという自主的取組手法というものもあるわけです。

それから、手続きルールを決めておいて、そのルールに従ってください、手続きをさ

ぼつたら処罰をしますが、ただ手続きさえ踏んでくれれば中身そのものについては自由にやってくださいというような、手続きを定めるというやり方で行動を期待するというものが手続的手法です。例えば地球温対法の中の温室効果ガス排出量の届け出制度とか、PRTR法での化学物質の環境への放出量についての届け出を義務づける制度などがありますが、アセス法もそういうものとして位置付けられています。さらに、情報をしっかり事業者自身が取得することによって自分の行動の結果を認識し行動を律してくださいという情報的手法の要素も持っています。

それらを備えた仕組みが現在のアセス法の制度の根幹になっているわけです。ですから、アセス法で公衆参加といってもそれは情報提供への協力呼びかけをしていただきたいというようなものが主な目的ですね。合意形成というのは、そのことを通じて副次的にもそういうことも考えていいかなというようなものであることが現在の日本の制度が持っている枠組みの根幹であることは間違いありません。

さて、現行アセス制度は皆さんご存知のとおりです。一般市民が意見を出せる機会が3回与えられています。実はこの最初の方法書の段階は、正確に言うと事業者がその気になればやってもらいましょう、その気にならなければやらなくてもいいですよ、ということになっています。これは実は電力事業との関係で法改正時に妥協したものです。ですから必ず提出できる機会が、少なくとも2回はあります。

ただ問題は、それで意見を出しましたが、その出した意見がどう扱われるかということです。これについては、当然出された意見について事業者は次の文書の中でそれをきちっと知らせなければいけませんので、こ

うという意見があつてこれについてはこう考える、ということを書いたステップの文書に書くのです。しかし、書かれたからといってそれに対して何かさらに文句を付けることはこの人たちにできるのかというと、それはちょっとそうではなくて、この出された意見がいい加減な扱いしかされなかったかどうかについては、結局のところはこの知事意見とか環境大臣・諸大臣がチェックをする段階で、それに対してちゃんと留意をしてくれないとどうにもなりません。ですから、意見を出した人は自分の意見がどう扱われたかについて若干不満が残ることもあります。下手をすれば、言いつ放し、聞き放しだということになりかねません。

最近のアセス図書を見ると本当に丁寧に答えている図書が多くなりましたので、だいぶよくなったなと思います。こんなに丁寧に答えるのかしら、みたいなものすごく丁寧な回答をしている事業者も増えてきていますからいいのですが。結構昔は、木で鼻をくくったみたいにぞんざいな回答もありました。そんなのでいいですか、というようなことが確かにありました。

そこで、特に手続的環境権を意識され始めると現在のアセス制度が気になってくるわけです。今、国際法規範として示されてきているのは、このスライドにあるような、公的機関が環境改変に係る意思決定をするような場合に公衆参加の保障をしなければいけないことになっています。だから、公的機関の意思決定だけがそこで問題になるようにも見えるのですが、では、具体的にということになると対象となるのは公共事業、公的機関自らが事業を行う場合、これはもう文句なしです。それから、公的機関が計画やプログラム、政策を作るとき、それについてやはり公衆から意見を出すことも保障されるべきことになるのだと思います。もう一

つは、民間事業だけれども許認可が着工の要件になっていたり、あるいは事業への補助金交付があるような場合には、そこではやはり公的機関の意思決定が働きますから、そこでも公衆から意見を述べるのが保障されねばならないことになります。

しかし、こういうことがない民間事業については、国際法ルールに従っても公衆参加を要求することは、任意にそれができることはありえても、必須にはしなくてもいいようにも見えるのですが、しかし、よくこれを考えてみると、条例上のアセスの在り様を考えてみても、許認可や補助金交付などとはつながらない場合が多いわけです。こういうのが全くないのに、一体なぜ条例のアセスが機能しているのかというと、それはちょうど昔、公害防止協定が確か同じような機能を果たしていたと思います。

つまり、地域環境管理の主体である行政主体とこの事業を行う企業は公害防止についてこういう措置を講じることで合意をしていますから、だからこの事業はいいでしょう、ということを経済住民に認めてもらうための根拠にできる。同様に、条例によるアセスにせよ、法律によるアセスにせよ、その手続きが踏まれて、地域行政主体による意見を取り入れて行われる事業計画なので、そこには地域行政主体からの事実上の同意とか、これはいいことだから協力しましょうという事実上の支援がある。これによって民間事業者は安心して事業計画を実施できることになる。こういう期待もあるので、事業者にとってはアセス手続きをクリアできていることに意味があるのではないかなというような気もするわけです。だとするならば、純然たる民間事業へのアセスであったとしても、そこに一般公衆のもつ手続的環境権による意見提出という考え方が入り込む余地がありそうです。この辺のところ

をさらに考えていかなければならないだろうという気がします。

もう時間がありませんので、このあとのスライドに書いておいた法律専門家向けの話は読み飛ばしてもらってもいいですが、裁判所を使ってどういうことができるか考えるからには、誰が裁判を起こすことができるといった点の課題が結構ありますし、アセス手続きが不十分だとして行政機関に対して文句を付けるのではなくて、民間事業者に直接やめるように要求することができるのかどうか問題になるわけです。しかし、参加的な環境権を背景に位置付けていくとするならばやはりアセス手続きが十分でないことについては、ここで参加的な手続き・環境権を侵害されたという形で争う余地を与えている可能性が出てきます。ですから、この辺のところについては事業者側の判断に不合理な点があれば、事業を進めることについての司法上の争いがあった場合にもっと活動の違法性判断という場面で、今まで以上に強く違法を判断することができるのではないかとこの感じがします。

それから、裁判を起こさなくても、環境紛争に関して行政機関に和解のあっせん、調停、仲裁といった手続きによって紛争解決への手を打ってもらうことができる公害紛争処理制度が今でもあります。ただ、残念ながら対象となるのは「公害」紛争に限られています。ですから、これを改正することによってもっと広く自然保護というようなものを含めた環境紛争の処理をこういうところでやってもらう、そういう一步を踏み出すこともこれから先に十分考える必要があるのではないかと思います。

もし役所でその気になるなら、実は環境基本法2条3項の「公害」の定義の中には「人の生活に密接な関係のある財産と人の生活に密接な関係のある動植物およびその

生育環境」が生活環境の中に含まれるという規定があるんですね。だから、人の健康や財産への直接的な被害がなくても生き物に被害が生ずるならば、極論すれば人がいない無人島の生き物がやられるおそれがある場合でも、典型七公害に当たる侵害があれば、それも「公害」と呼んでいい、ということがちゃんと条文上ある。このことは意外と忘れられてきたと思いますが、その気になれば法改正をしなくても公害紛争とできる可能性を拡げる余地があると思います。しかし行政機関が動きやすくするためには、やはり、法制度を公害紛争から環境基本法を前提においた環境紛争に適用できるようにするための法律に変えておくことが望ましいと言えます。

さて、私が本日最初にご披露した前に書いた論文では、「ではなかろうか」「あろう」と書きましたが、この際、改訂をしたいと思っています。「ある」「ある」このように前に書いたものを改訂したいと申し上げます。

ただし、これを実際に動かしていくのは、ここにおられる本学会の皆さんです。私はもう年を取りましたので自身が委員長としてこれを進めていくのはちょっときついいようにも思うのですが、ぜひ皆さん、頑張ってくださいということを申し上げて私の話を終えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

**村山)** 浅野先生、ありがとうございました。SEA、再アセス、世界環境憲章から環境権といった考え方について大変ご示唆をいただいたと思います。ありがとうございます。

続いて、記念講演の2番目として中央環境審議会会長として、広く環境政策に携わり、特に、気候変動問題に対して大変ご造詣の深い東京大学教授の高村ゆかり先生からご講演いただきます。「カーボンニュートラルに向けた政策課題と環境アセスメントの



役割」と題しての講演です。

先生のプロフィールはプログラムの裏にまとめられていますので合わせてご覧いただければと思います。

では、高村先生、よろしくお願いいたします。

## (2) 高村ゆかり 中央環境審議会会長 「カーボンニュートラルに向けた政策課題と環境アセスメントの役割」

ご紹介にあずかりました東京大学の高村です。本日は、環境アセスメント学会創立 20 周年の記念式典にお招きいただきましてありがとうございます。創立 20 周年を祝うこの場を借りてあらためて学会のご貢献とこれまでの大きな成果を収められてきたことに敬意を表したいと思います。

藤田会長、田中理事のもとで多くの皆さんがご準備されたこの記念式典、私も先ほど浅野先生のお話を聞きながら、いつも今回もお仕事を拝見していて、あらためてこの環境アセスメントのこれまでの到達点と課題をお示しいただいたと思っています。

さて、浅野先生からは環境アセスメントのまさに到達点と課題をお話いただきましたので、私からは少し大きな政策課題の観点から、しかし結論はもう浅野先生のおっしゃったとおりになってしまうのですが、特にカーボンニュートラルの課題、この現在の政策と社会の動きについてお話しした後、やはりなおさら環境アセスメントがこの社会の中で新たな価値、言い方を変えると新たな課題を抱えている、それだけの期待を持っているということをお話したいと思っています。

さて、皆さんご存知のとおり、カーボンニュートラルはかなり進行していますが、もともとは 2015 年に合意されたパリ協定の中に、気温上昇を工業化前と比べて 2℃を十分に下回る水準に戻したい、1.5℃までに抑える、そうした努力を追求するという目

標を定めておりました。

パリ協定の 4 条に、これに相応する排出削減は今世紀の後半、あるいは 2050 年以降となりますが、その段階では温室効果ガス全体の排出がネット・ゼロ、吸収量と相殺してゼロになるような、そうした Climate neutrality、正確にはそうだと思いますが、そうした水準の削減が必要だということを規定しています。

この 2015 年の合意が 18 年、19 年と時を経て、2020 年頃から各国においてカーボンニュートラル、温室効果ガスの排出実質ゼロを 2050 年頃に目指すという目標が続いて表明されるようになってきました。日本も 2020 年 10 月に、前の菅総理の国会での表明によってこれが確立したというか、周知されるようになったわけですが、昨年の改正温暖化対策推進法によって基本理念の中にもこの目標が盛り込まれた、こういったような目標になっています。

さらに昨年の 10 月、11 月に行われた COP26、第 26 回気候変動枠組条約締約国会議ですが、こちらでは、パリ協定がいわゆる努力を追求する目標としていた 1.5℃目標がむしろ国際社会が決意を持って追求する目標に格上げされています。こうした対策、気候変動対策の強化をするという大きな国際的な合意、各国の意思が表明されてきているのが現状です。



その背景は何であるかですが、一つは、皆さま耳にされることが、特に日本の場合は雨の被害が非常に大きくなってきていることです。一つ一つの気象事象についてはお話をしませんが、ここ数年、気候科学が大変進展して、例えば雨の被害についてどれだけ過去からの人間の排出がこうした被害を生じさせているのかをデータ的に示すことができるような研究が蓄積されてきています。

こうした被害は日本において、もちろん雨の被害ですが、人命、さらにはわれわれの生活、そしてインフラへの影響。2019年には非常に大きな台風、19号がきました。その前の15号は電力インフラに大きな影響を与えましたし、19号は新幹線が水没したりと非常に多くの水害、住宅など、この台風でも100名以上の方がお亡くなりになっていますが、住宅や生産活動、公共の何もかもにも大きな影響が生じてきています。

先ほど紹介した西日本豪雨や台風21号だけで2兆5000億円。あるいは、2019年の台風15号・19号、この二つ、世界で3位、1位の損害額を記録していて、2兆7000億円超の経済損失となっています。

こうした検証は、当然日本だけでなく、世界的にもここ30数年、そして直近20年を見ても気象災害による経済損失額が上昇していて、さらにそれに伴って損害保険の支払額も増えてきています。直面する気象災害の被害の大きさ、それだけではなく、先ほどご紹介したように、これを裏付ける科学の進展が一つの大きな政策、この気候変動対策を推進する動力になっています。

昨年からIPCC気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書が順次公開されていますが、30年にわたるIPCCの活動の中で初めて「人間活動が温暖化を引き起こしていることについて疑いはない」としたので、こうした気候の変化はさらに気温が

上昇するとともに大きくなるという予測を示しています。

気温上昇に伴って、西日本に大きな被害をもたらした雨を見ても、現在、工業化前と比べて約1.1℃、1.2℃気温が上昇した社会にわれわれは生きていると評価されているのですが、既に工業化前と比べると10年に1度の大雨が降る頻度も1.3倍です。この際に、われわれの過去からの排出によって6.7%上乗せされた量の雨が降っていると評価しています。

当然、洪水に対して日本の行政も防災・減災の観点から対応されてきているわけですが、まさにこの上乗せが従来洪水や雨の被害を抑えるのに採られていた対策の推進を超えて雨が降ることによって災害が生じる、あるいは災害の規模が大きくなること起きるように思われます。

1.5℃、2℃と気温が上がっていくと発生の頻度も雨の量も大きくなっていることが予測されます。4℃ぐらいを見ると、上乗せされる雨の量にも背筋が寒くなるような思いがしますが、そういう意味では、できるだけ低い水準に気温上昇を抑えることが将来の気候変動の影響リスクを低減するのに必要だという認識を、科学の進展が裏付けを与えてきているのがこの間の一つの対策のドライバーになっています。

これは、さらにかみ砕いて気候変動の影響レベルでいくと、生態系への影響が懸念されます。自然保護の観点からもそうですが、やはり生態系サービスの非常に重要な一つの要素である食料に対する影響が、今からわずか0.5℃の気温上昇、1.5℃から2℃の気温上昇においても非常に大きな、有意な差となって影響が生じることも今回予測されています。

さて、1.5℃目標を目指すのですが、われわれは将来、いつの時点でどれだけ気温上

昇が生じるのか、決め打ちで予測することが難しい、それが現在の気象科学の到達点。つまり、われわれは気候システムの全てが分かっていないということはもちろんなのですが、こちらは排出量の将来推計を五つの標準シナリオから報告書は五つの経済社会シナリオを標準として使っています。これは、私たちの経済社会が将来どれだけの排出をする社会を選択するのかによって気温の上昇が大きく変わる、したがって、あり得る経済社会のストーリーを作って、それに応じてそれぞれ気候モデルを動かして推測しているわけです。研究機関によって独自の経済社会シナリオを使っているなどの場合もあるのですが、こういう標準化をすることでその予測を比較し、その予測の精度を上げ、確からしさを求めていく。

われわれ、1.5℃までに気温上昇を抑えるということですが、この棒グラフの色と経済社会シナリオから通るはずの排出パスのような同じ色で対応しているのですが、1.5℃までに気温上昇を抑えるという国際社会が目指す目標との関係でいくと、青い棒グラフの水準になってこようかと思えます。見ていただくと、まさに今から急速に排出を減らしていった 2050 年頃には排出を実質ゼロにするような、そうした規模での排出削減ができる経済社会の実現が、この 1.5℃目標を達成しようとする求められる経済社会のあり方です。

残念ながら今の国際社会の排出の動向からいくと、オレンジ色の排出は大きく減らないのですが、50 年ぐらいからようやく減るような道筋になるのではないかとされています。そうするとやはり、2100 年、これは正確には 2081 年から 2100 年の平均ですが、その頃に 2℃を超え 3℃に近づいていくような気温上昇が予測される。

そういう意味で、1.5℃目標はなかなか大

変な目標です。直近 4 月に出た IPCC 第 3 作業部会の報告書では、1.5℃を 50%以上の確度で達成する、あるいは、2℃目標を 67%以上の確度で達成するには、遅くとも 2025 年、あと 3 年ぐらいのスケールで世界の排出量がピークアウト、頭打ちになるようなそうした削減が必要だとしています。

これは大変なことです。残念ながら、まだ排出量は減る傾向になっていない、ただ、グッドニュースは、2000 年から 2005 年の前の 10 年と比べますと、直近の 10 年の排出量の戻りは大きく抑えられるようになる、しかしまだ上昇の傾向に変わりありません。これをどうやって下降に転じるか。そして、先ほども申しましたが、1.5℃に抑えようとすると、50 年間への早い段階では二酸化炭素の排出を実質ゼロにするような削減を達成することが必要。つまり、50 年ゼロとともに短期の、できるだけ早く排出を減らしていく努力がこの 1.5℃までに気温上昇を抑える目標を達成するのに必要だということです。

こうした取り組みに加えて、金融機関が大きく変わってきている。自社はもちろんですが、投資先、融資をしている先の排出量を全体としてゼロにすることを約束する。こうした機関投資家やアセットマネジメント会社、そして日本でも銀行、これは関連会社もいらっしゃると思いますが、いずれも 50 年までに自社だけでなく投融資先の排出量を全体としてゼロにする。したがって、それを働きかけないと、貸している先、投資している先に必ず働きかけて削減していただくということをコミットしていらっしゃる、こういう動きが出てきています。

もしこうした取り組みがうまくいくと 1.8℃ぐらいに抑えることができる可能性があるのが現タイミングです。これが科学に裏付けられた気候変動に対する危機感と、しかしそれは非常に難しい目標なのですが、

今、各国や企業が示している取り組みがかなり意欲的なものになっています。これは目標を支える取り組みが出てくるとあながち達成ができない目標ではないという認識が出てきていると思います。

さて、日本の政策もこの間大きく変わってきています。先ほど浅野先生からもありましたように、改正地球温暖化対策推進法の成立もそうですし、第6次エネルギー基本計画、そして、さまざまな政策文書がここ1、2年の間に非常に多く出ています。

一つ一つお話をすることはできませんが、その中で語られている30年、35年辺りの目標を見ていただきたいと思います。再生可能エネルギーを電源構成上現在の割合のほぼ2倍にしていく。その中で、今日も風力発電業界から来ていただいておりますが、とりわけ洋上風力に関しては30年までに1000万kw、原子力発電所100万kwで考えると10基、2040年までに3000万から4500万kwの案件をする。少なくとも100の脱炭素先行地域を作っていく。

これは洋上風力の候補地になっているところです。こうした地域で大きなインフラを含めた地域のエネルギーシステムの転換ですね。地域・空間の転換が必要になっていくということです。

脱炭素先行地域はもちろんそうで、地域を脱炭素にしていこうといえ、当然そのまちのあり方、交通のあり方、エネルギーのあり方を変えていく、地域と空間のリ・アレンジメント、アレンジメントを変えていく、再構成していく、そうしたスケールの目標であり政策が必要とされています。

さて、それに応じて今、実に696の自治体、44の都道府県がありますが、2050年の排出実質ゼロを目指す目標を掲げていて、人口で1億1800万人をカバーする規模の目標が出てくるようになっていきます。

企業の取り組みを付しておりますが、こちらはぜひ資料としてご覧いただきたいと思っています。私からは、1点、企業の動きとしてご紹介をしようと思っています。

Scope3の排出量をご紹介しているところです。先ほど、金融機関が投融資先の排出量を全体としてゼロにする目標を掲げていると申し上げました。これは事業会社についても同様です。日立製作所を典型的に書いていますが、2030年までに自社の事業所を工場も含めて全部、50年までにバリューチェーン全体のカーボンニュートラルを実現するという目標。先ほど言いましたScope3、これはまさにScope3の排出量を50年度までにゼロにするという目標なのですが、Scope3は皆さんご存知のとおり、自社の排出量ではなく上流、つまりサプライチェーンの原材料調達で加工してもらって自社にその製品が運び込まれる、そこまでの上流。そしてさらには自社からお客様にお届けしてお客様が消費をして廃棄をするまでの下流の排出量が出る。

つまりこれは、企業間の連携が必要ですし、同時に、下流を考えると企業の連携だけでなくお使いになる需要家、消費者、この連携、さらにはその需要家・消費者が使っても排出がないような製品・サービスを提供するというビジネスモデルの転換も必要になってくる。そういう目標が各社から示され、そのことによってまさにサプライチェーンが求めてくるわけですから、この50年カーボンニュートラルの目標が大きく社会に今広がってきています。

最後に、環境アセスメントの関係でお話し申し上げます。今お話ししたように、カーボンニュートラル課題はまさに今の社会を脱炭素・低炭素に作り変えていくという社会の転換、いうなれば、先ほど申しました空間と地域の再構成が必要になるような取り

組みです。これは IPCC の 2018 年報告書にも書かれていますが、あらゆる部門での排出削減、脱炭素化、低炭素化、削減策の方法が必要になってくるとされています。

これをうまくやっっていこうとすると、間違いなく中長期的なビジョン、計画・戦略が必要で、それなしでは社会の合意なくスムーズにこうした社会の、あるいは地域の、空間の再構成はできないものです。その意味で今回、温暖化対策法の改正の中で促進区域を作りました。これをしっかりしていこうと思うと、それを決める段階にも環境、社会の観点からの影響の評価が必要になります。これは、大塚先生に座長を務めていただき、村山先生も参画していただいた検討会の中でもそうした議論をしてきました。一つ非常に大きな、日本にとっての今後の課題であろうと思います。

二つ目は、さまざまな、特に再生エネルギーの転換、再生可能エネルギーの導入が必要になってくるわけですが、再生可能エネルギーはうまく導入していくと、現在高くなっているエネルギーコストを抑える、エネルギー安全保障の観点からも資する、災害時でも自立的にエネルギーが確保できる、場合によっては地域に雇用や、住宅などができると住民の健康の増資にも資する。しかしながら、地域でいろいろな課題、トラブルを引き起こしてもいる。

こうした、地域のさまざまな複数の、場合によっては競合する立場をどうやって調整をしていくか。先ほど藤田会長は、環境アセスメントは環境保全の基盤的な役割を担っているとおっしゃいました。まさに環境のみならず、社会のさまざまな価値観と課題をどのように構成していくかという非常に重要な地域づくりの基礎となる基盤的な役割をより一層求められていく、そういう段階であろうと思います。

そしてもう一つカーボンニュートラル課題について、今日はあまり深入りしませんでした。しかしながら企業は今、その事業が環境社会影響を及ぼしているか、いかに及ぼさないようにするかというところが、まさに企業価値に影響を与える問題として認識されていると思います。

先ほど、カーボンニュートラルで Scope3 の排出量を含めたお話しいたしましたが、企業の事業、企業のサステナビリティを支えるという意味でも、これは特に事業アセスだと思えますが、さらに新しい役割をアセスメントが果たしていると思っています。そういう意味で、事業はもちろんです。政策・計画のアセスメントをどうするか、これをぜひご検討いただきたいと思っています。

三つ目は、科学の知見、気候変動だけではなく、時間とともに進展をしていく科学の知見をしっかりと踏まえた社会的合意形成を促す、そうした役割をいかに果たしていただくか。今言いました進展する科学の知見をどう取り込んでいくか。得てして、長期の過程になると不確実性を伴う。しかも、住民や、特にその脆弱な社会的弱者も含めた合意形成を行っていく。こうした環境アセスメントの役割に期待をし、またその観点からそのあり方について日本も検討していただきたいと思っています。

浅野先生からありましたが、もう一つ、アセスメント後の影響の把握、再評価をどう考えるかという点もそうですし、先ほど社会課題の関係で申し上げましたが、自然保護と再生可能エネルギーの導入といったような、環境諸課題をどのように折り合いをつけていくか。自然エネルギーへの転換が生物多様性かという選択ではなく、この二つをどうやって統合的に解決をもたらすような空間・地域の利用ができるかという課題だろうと思います。

来年、次の大会でしょうか、まさにこの課題を議論される大会を開催されると伺っておりますので、私自身も大変楽しみにしております。今後のアセスメント学会のさらなるご発展を祈念して終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

**村山)** ありがとうございます。気候変動、脱炭素社会の実現に向けた課題、さらには環境アセスメントの役割について分かりやすくお話しいただきました。

## 6. 閉会挨拶

**村山)** それでは、以上、環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典は予定どおり滞りなく進行することができました。あらためてお礼申し上げます。

最後に、閉会に当たり、当学会の片谷教孝副会長よりご挨拶申し上げます。

### 片谷教孝 環境アセスメント学会 副会長

ご紹介いただきました環境アセスメント学会副会長を務めております片谷です。

今日は長時間にわたり皆さま、ご出席くださいましてありがとうございました。中でも、浅野先生、高村先生の講演、それから廣瀬先生をはじめとするご来賓の皆さまからのご祝辞を頂戴して、長年アセスメントに関わってきております私もまた思いを新たにしたところです。

先ほどのお話の中で、アセスメント法ができてから 25 年、四半世紀というようなお話もございました。私もアセスの自治体の審査に携わり、もう四半世紀を過ぎておりますが、この歴史の中でアセスメント制

度は確かにかなり定着してきたと思っておりますが、やはり日々、課題を感じながら務めているような状況もございます。

今日、諸先生方からいただいたさまざまなご提言やご指導は、おそらく私どもの学会に対する叱咤激励のお言葉であったと思いますので、今日ここに会員がたくさん集まっていますが、今日出席している全ての会員がその先生方の言葉をしっかり受け止めて、これから先々アセスメント制度をより充実させていくためにいろいろな形で努力をしてまいりたいと存じます。

そういったこれからの私どもの思いを宣言として申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は皆さま方、大変ありがとうございました。



**村山)** それでは以上をもちまして環境アセスメント学会創立 20 周年記念式典は終了とさせていただきます。

土曜日の午後、お忙しいところ皆さまご参集いただきまして誠にありがとうございました。